

1 労働災害発生状況<平成29年8月末現在>

平成29年8月末時点の死傷者数は269人で、対前年同期比10人減少(3.6%減)しました。

主要業種別内訳(発生人数順)

業種	対前年同期比
商業	53人 1人(1.9%)減
建設業	42人 9人(17.6%)減
製造業	37人 3人(7.5%)減
運輸交通業	33人 前年同期と同数
林業	9人 1人(10.0%)減

事故の型別(発生人数順)

事故の型	構成割合
転倒	97人(36.1%)
墜落・転落	39人(14.5%)
交通事故	22人(8.2%)
はさまれ・巻き込まれ	20人(7.4%)
切れ・こすれ	19人(7.1%)
飛来・落下	16人(5.9%)

2 健康診断実施後の対応について

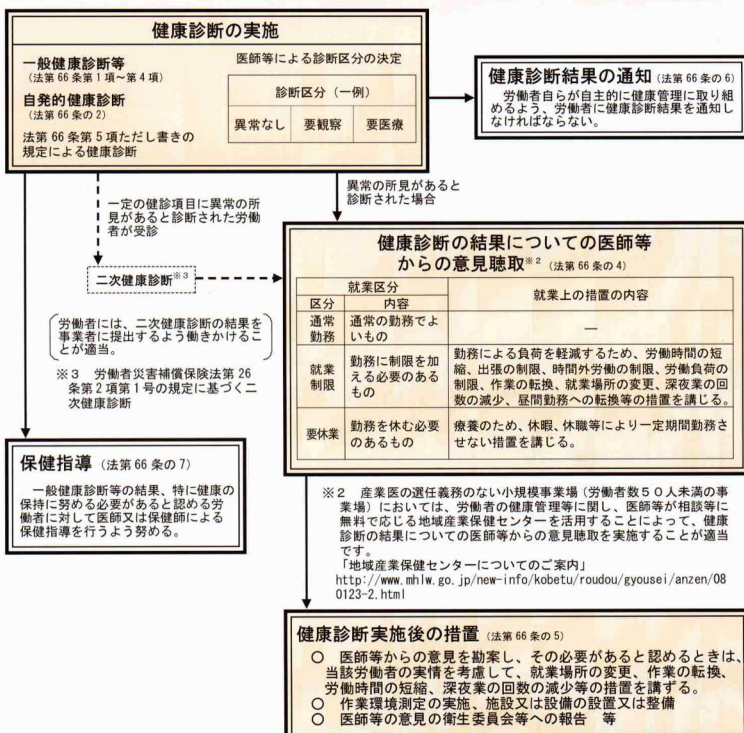
労働者が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、労働者の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

労働安全衛生法では、事業者に対して各種健康診断の実施を義務付ける規定を設けておりますが、健康診断を実施した際に、健康診断の結果に異常の所見があった場合には、就業上の措置(通常勤務・就業制限・休業などの措置)を決定することも併せて求められます。

就業上の措置の決定は、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師から聴取し(聴取した医師の意見は健康診断個人票に記録することを要します。)また、対象労働者の意見を聴き十分な話し合いを通じて了解が得られるよう努めた上で行うこととされています。

「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」が公表されていますので、適切な健康管理の参考にしてください。

● 健康診断の実施とその後の手順等



健診年月日	○年 ○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名 ^㉑	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名 ^㉒	○○ ○○